

SICE SI 部門
部門講演会におけるキーノートスピーカーへの旅費・謝金の支給と
参加登録費の適用に関する内規

2015年02月10日：制定

2017年12月26日：改訂

2018年01月16日：改訂

2021年12月24日：改訂

内規運用方法

1. 本内規は、SICE SI 部門講演会におけるキーノートスピーカーへの旅費・謝金の支給ならびに参加登録費の適用について定めるものである。キーノートスピーカーとは、部門講演会のオーガナイズドセッション(以下 OS)においてキーノート講演を行う講演者とする。なお、本来学会参加は相互自己支弁が原理原則であり、それを曲げてこの内規を適用することは、SI 部門と SICE の活動の幅を広げるためにのみ戦略的に使用すべきものであることを重々承知の上、切れ味鋭く運用されたい。
 - (ア) 適正なる運用について SI 部門財務委員長が担当するものとし、個々の事案について部門運営委員会において承認の上、運用するものとする。全件、起案を必要とする(適用対象と起案手順詳細は後述する)。
 - (イ) 本内規は必要に応じ、毎年度見直しするものとする。

2. 部会企画の OS でのキーノートスピーカーへの旅費・謝金の支給と参加登録費の適用について、旅費は交通費ならびに宿泊費から構成されるものとし、原則以下に対して補助できるものとする。
 - (ア) キーノートスピーカーとして招待された SI 部門運営委員、SI 部門部会・調査研究会委員以外の講演者に対して、部会費より旅費・謝金を支給できる。
 - (イ) 旅費の算出方法は計測自動制御学会国内旅費規程(規程 No.:SICE-規-財-007_v1.0)に基づく。
 - (ウ) 謝金の上限値は計測自動制御学会謝金規程(規程 No.:SICE-規-財-006_v1.0)第 3 条に基づく。また、上限値を超える場合は部門運営委員会にて審議の上、計測自動制御学会謝金規程第 4 条に基づいた対応を行う。

3. 部門講演会の定める参加者区分に従い参加登録費が決定するものとし、原則以下のように適用するものとする。
 - (ア) 部門講演会に参加する者は参加登録費を支払うものとする。
 - (イ) 当該セッションでの発表のみ行う者の場合は、参加登録費を支払わずに発表することを認める。

- (ウ) 部門の発展に寄与することが見込まれるキーノートスピーカーを参加登録料無料で招待したい場合は、部会からの申し出に基づき部門運営委員会にて審議の上、招待の可否を決定する。
4. 部会企画以外の OS でのキーノートスピーカーへの旅費・謝金の支給と参加登録費の適用について、旅費は交通費ならびに宿泊費から構成されるものとし、原則以下に対して補助できるものとする。
- (ア) キーノートスピーカーとして招待された SI 部門運営委員、OS 企画者以外の講演者に対して、旅費・謝金の支給なしに参加が難しい場合に限り、オーガナイザからの申し出に基づき、実行委員長が認めた場合には部門講演会事業収入より旅費・謝金を支給できる。
- (イ) 謝金の上限値は計測自動制御学会謝金規程第 3 条に基づく。また、上限値を超える場合は部門運営委員会にて審議の上、計測自動制御学会謝金規程第 4 条に基づいた対応を行う。
5. 部門講演会の定める参加者区分に従い参加登録費が決定するものとし、原則以下のように適用するものとする。
- (ア) 部門講演会に参加する者は参加登録費を支払うものとする。
- (イ) 当該セッションでの発表のみ行う者の場合は、参加登録費を支払わずに発表することを認める
- (ウ) 部門の発展に寄与することが見込まれるキーノートスピーカーを参加登録料無料で招待したい場合は、オーガナイザからの申し出に基づき部門運営委員会で審議の上、招待の可否を決定する。
6. 本内規にかかわる審議事項は、遅くとも 9 月開催の SI 部門運営委員会までに審議することを原則とする。
7. 3条および5条について、
イ項：当該セッションのみ参加の無料化条項
ウ項：全体参加の無料化条項
と明確に定義する。
その起案先は、以下とする。
イ項該当事案は、財務委員長 & 年次 GC & 部門長 が判断する。
ウ項該当事案は、部門運営委員会 が 部門運営委員会で審議して 判断する。
年次 GC 担当事案は、年次 GC 判断とする。
上記以外はすべて、部門運営委員会(一部 GC 承認要) が部門運営審議して 判断する。

いずれも判断結果について年次 GC&PC への情報伝達を確実に実施すること。これが滞ることが講演会実行委員会、特に受付業務を混乱させる。

発表件数の都合上分割された OS は、本内規上同じ OS とする。類似主旨の OS については同じ OS とするか起案先判断対象とする。

その他は関連する内規、部門規程、学会規程のとおりとする。

財務委員長&年次の GC&部門長判断の場合は、上記3名に To で前述の期間内にメールで起案すること。部門運営審議については、部門正幹事にメールで審議書類を前述の期間内に提出すること。

改訂履歴：

- ・2015年2月10日：制定
- ・2017年12月26日：2017年6月21日に計測自動制御学会謝金規程が制定されたのに伴い、2．（イ）、（ウ） 3．（ウ）、4（イ）、5．（ウ）追加。
- ・2018年1月16日：1．冒頭の文修正。2，4の上に記載されていた章題を箇条書き項目へ統合。2．（ア）、4．（ア）の対象者を明確化。3．（イ）、5（イ）「部門講演会に参加せず」削除。6．追加。
- ・2021年12月24日：適用ケース、運用ルールの明確化のため、7の追加、1および1（ア）への追記。

以上